

令和7年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進することを目的として、県内に一定期間居住・就業した者が、奨学金の返還に要する経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) やまがた若者定着枠 やまがた就職促進奨学金返還支援事業（以下「本事業」という。）において県内市町村と連携して実施する大学生等を対象とした募集枠をいう。
- (2) 産業人材確保枠 本事業において県内産業団体等と連携して実施する大学生等を対象とした募集枠をいう。
- (3) Uターン促進枠 本事業において県内市町村と連携して実施するものであって、大学等を卒業後に県外に居住し、県内で就業していない者を対象とした募集枠をいう。
- (4) 募集要項等 本事業における助成候補者の募集に関して県が制定した要項等をいう。
- (5) 助成候補者 募集要項等に基づいて、本事業による奨学金の返還を支援する候補者として知事が認定した者をいう。
- (6) 高校等 県内の高等学校、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程をいう。
- (7) 大学等 募集要項等において規定する高等教育機関の総称をいう。
- (8) 補助金 募集要項等に規定する助成金をいう。
- (9) 大学等を卒業した日 大学等の卒業証明書又は卒業証書に記載の卒業日（当該卒業日が3月中であるときは、卒業日の属する年の4月1日）をいう。
- (10) 正規雇用 次のイからハまでの全てに当てはまる雇用形態をいう。
 - イ 期間の定めのない労働契約をしていること
 - ロ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。
 - ハ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇給の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

（交付の対象）

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、助成対象者が大学等の在学時に貸与を受けた奨学金の返還に要する経費（有利子奨学金の場合は利子分を除く。）とする。

（助成対象者の要件）

第4条 やまがた若者定着枠の助成候補者として認定を受けた者にあつては第1号から

第4号までの全てを満たす者、産業人材確保枠の助成候補者として認定を受けた者にあつては第1号から第3号まで及び第5号の全てを満たす者、Uターン促進枠の助成候補者として認定を受けた者にあつては第1号から第3号まで及び第6号の全てを満たす者を助成対象者とする。

(1) 助成候補者であること。

(2) 次のイからホまでのうち、募集要項等により規定されている必要な手続をすべて行っていること。

イ 大学等を卒業後、更に進学した場合に係る手続

ロ 就業状況等の報告に係る手続

ハ 離職後、再び就業した場合に係る手続

ニ 求職又は離職期間を12か月までに延長する場合に係る手続

ホ 助成候補者の認定取消の猶予に係る手続

(3) 助成対象者認定申請の時点で奨学金の返還を延滞していないこと。

(4) 大学等を卒業した日から13か月以内に県内に居住・就業し、かつ、通算して3年正規雇用として就業（やまがた就職促進奨学金返還支援事業における助成候補者の認定取消の猶予に係る事務取扱要領（以下「取消猶予事務取扱要領」という。）に基づき認定取消しを猶予された者は、取消猶予事務取扱要領により計算した、県内に居住・就業した期間が3年経過）し、通算して5年間継続する見込みであること。ただし、公務員、医師、看護師、介護福祉士又は保育士として就業する者を除く。

(5) 募集要項等に記載のある登録企業等が実施する選考活動に参加（登録企業等による選考活動が行われなかった場合及び登録企業側の都合により参加できなかった場合等、助成候補者の責に帰すべきではない事由で参加できなかった場合を除く。）した上で、大学等を卒業した日から13か月以内に県内に居住・就業し、かつ、県内に居住しながら通算して3年正規雇用として就業（就業先の事業者の人員配置等の都合により県外に居住・就業していた者及び県外に居住・就業している者で将来的に県内に居住・就業することが予定されている者は、県外に居住・就業していた期間を就業期間に含むものとする。）し、通算して5年間継続する見込みであること。ただし、公務員、医師、看護師、介護福祉士又は保育士として就業する者を除く。

(6) 助成候補者認定申請日から、募集要項等により規定されている期日までに県内に居住・就業し、かつ、通算して3年正規雇用として就業（取消猶予事務取扱要領に基づき認定取消を猶予された者は、取消猶予事務取扱要領により計算した、県内に居住し、かつ、県内の助成対象分野に就業した期間が3年経過）し、通算して5年間継続する見込みであること。ただし、公務員、医師、看護師、介護福祉士又は保育士として就業する者を除く。

（助成対象者の認定申請）

第5条 助成対象者の認定を受けようとする者は、助成対象者認定申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、前条第4号、第5号又は第6号の要件を満たした日から3か月以内に知事に提出しなければならない。

(1) 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し（やまがた若者定着枠又は産業人材確保枠の助成候補者の場合に限る。）

- (2) 住民票（マイナンバーの記載のないもので、前条第4号、第5号又は第6号の要件を満たすこととなった日以後に取得したものに限る。）又はその写し
- (3) 在職証明書（別記様式第2号）
- (4) 職務履歴書（別記様式第3号）（転職の経歴がある者又は取消猶予事務取扱要領の規定により助成候補者認定取消猶予を受けていた者に限る。）
- (5) 前年の確定申告書の写し（個人事業主の場合に限る。）
- (6) 奨学金返還証明書（前条第4号又は第5号の要件を満たすこととなった日以後の証明日のものに限る。）又はその写し
- (7) 奨学金返還額証明書（県内に居住、就業してから前条第6号の要件を満たすこととなった日までの期間を指定して発行したもの）又はその写し（Uターン促進枠の助成候補者の場合に限る。）
- (8) 居住・就業の継続に係る誓約書（別記様式第4号）
- (9) その他知事が必要と認める書類

（助成対象者の認定）

第6条 知事は、前条の規定により助成対象者認定申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成対象者として認定し、助成対象者認定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

2 前項の審査により助成対象者として認定しないときは、申請者に対し助成対象者不認定通知書（別記様式第6号）を通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 助成対象者の認定を受けた者で補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第7号の1、別記様式第7号の2及び別記様式第7号の3）に次の各号に掲げる書類を添付して、助成対象者認定通知書に記載された日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 奨学金返還証明書（第4条第4号又は第5号の要件を満たすこととなった日以後の証明日のものに限る。）又はその写し
- (2) 奨学金返還額証明書（県内に居住、就業してから第4条第6号の要件を満たすこととなった日までの期間を指定して発行したもの）又はその写し（Uターン促進枠の助成候補者の場合に限る。）
- (3) 補助金の支払に係る承諾書（別記様式第8号）
- (4) 口座申出書（第10条ただし書の規定により助成対象者への支払が発生する場合に限る。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額）

第8条 やまがた若者定着枠の補助金の額は、助成対象者認定通知書に記載された助成対象月数に2万6千円を乗じた額とする。ただし、大学等を卒業した日から13か月を経過した日から第4条第4号の要件を満たす日までの間に、応募書類を提出した市町村以外の県内の市町村に居住した期間がある場合にあつては、助成対象者認定通知書に記載さ

れた助成対象月数に1万3千円を乗じた額を補助金の額とする。

- 2 産業人材確保枠の補助金の額は、助成対象者認定通知書に記載された助成対象月数に2万6千円を乗じた額（助成対象者が女性である場合は当該金額に10万円を加算した額）とする。ただし、大学等を卒業した日から13か月を経過した日から第4条第5号の要件を満たす日までの間に、募集要項等に記載のある登録企業等以外で就業した場合又は自己都合以外で離職し、他の就業先で就業した場合にあっては、助成対象者認定通知書に記載された助成対象月数に1万3千円を乗じた額（助成対象者が女性である場合は当該金額に10万円を加算した額）とする。
- 3 Uターン促進枠の補助金の額は、県内に居住・就業後3年の間に奨学金の貸与機関に返還した額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）又は60万円のいずれか低い額とする。ただし、募集要項等により規定されている期日から第4条第6号の要件を満たす日までの間に、応募書類を提出した市町村以外の県内の市町村に居住した期間がある場合にあっては、県内に居住・就業後3年の間に奨学金の貸与機関に返還した額（千円未満切り捨て）の2分の1に相当する額又は30万円のいずれか低い額とする。
- 4 前条の申請時に提出した奨学金返還証明書に記載されている奨学金の返還残額（有利子奨学金の場合は利子分を除く。）が第1項及び第2項の額を超えない場合のやまがた若者定着枠及び産業人材確保枠の補助金の額は、第1項、第2項及び募集要項等の規定にかかわらず、当該返還残額とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
ただし、産業人材確保枠の助成対象者が女性である場合は、当該返還残額に10万円を加算した額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 5 高等専門学校在学時に助成候補者に認定された者の補助金の額は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、第1項及び第2項の額、前項に規定する奨学金の返還残額又は高等専門学校第4、5学年時に貸与を受けた奨学金の総額のいずれか低い額とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 6 高等専門学校在学時に貸与を受けていた奨学金を交付の対象としてUターン促進枠の助成候補者に認定された者の補助金の額は、第3項の規定にかかわらず、第3項の額、高等専門学校第4、5学年時に貸与を受けた奨学金の総額のいずれか低い額とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 7 助成対象者が、災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情によって奨学金の減額返還又は返還期限猶予を受けている場合の第4項の返還残額は、減額又は猶予を受けていないものとして算出した額とする。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第9条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 知事は、前条による補助金交付決定及び額の確定を行った場合は、助成対象者の奨学金の貸与機関に支払うものとする。ただし、奨学金の返還残額が補助金の確定額を

下回る場合にあっては、差額を助成対象者に支払うものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第11条 知事は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、助成対象者の認定及び交付の決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

2 知事は、助成対象者と認定した者及び補助金の交付を受けた者が、第4条第4号、第5号、又は第6号に掲げる要件を満たさない場合、助成対象者の認定及び交付の決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

3 知事は、助成候補者として認定した者及び補助金の交付を受けた者が、第8条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書のいずれかに該当することとなった場合、交付を受けた額との差額を返還させることができる。

（補助金の返還）

第12条 補助金の交付を受けた者は、前条の規定により補助金の取消し又は減額の通知を受けたときは速やかに補助金を返還しなければならない。

（補助金交付後の手続き）

第13条 補助金の交付を受けた者は、県内居住・就業から4年及び5年が経過したことをそれぞれ報告することとし、第4条第4号、第5号、又は第6号に掲げる要件を満たした日から1年を経過して3か月以内及び2年を経過して3か月以内に、補助金交付後の県内居住・就業に係る報告書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。なお、補助金の交付を受けた後に離職した後、新たに就職した場合は、次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 転職後の就業先の在職証明書（別記様式第2号）

(2) 職務履歴書（別記様式第3号）

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別記様式第 1 号)

令和 年 月 日

山形県知事 殿

やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成対象者認定申請書

令和 7 年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添付して申請します。

やまがた若者定着枠 ・ 産業人材確保枠 ・ Uターン促進枠

申請者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	☐ 男 ☐ 女
	住所	〒		
	電話番号 (携帯)		フリガナ※1	
			メールアドレス	
卒業高校等 (高等専門学校卒業者の 場合、卒業中学校)	名称			
	卒業年月	年 月		
卒業大学等	名称			
	卒業年月	年 月		
貸与奨学金の種類 (○で囲む)	日本学生支援機構第一種奨学金 日本学生支援機構第二種奨学金 その他 ()			
※2 減額返還	している ・ していない (年 月～ 年 月まで)			
※3 返還期限の猶予	受けている ・ 受けていない (年 月～ 年 月まで)			
就業先名称	(所在地)			
転職の経歴	有 ・ 無 ※「有」の場合は、職務履歴書(様式第3号)を添付してください。			
就業分野 (○で囲む)	A , B , C , D , E , F , G , H I , J , K , L , M , N , O ※別表「就業分野一覧」を参考に記入すること。			
☐ 申請時点において、支援の対象となる奨学金の返還を延滞していません。 (✓を付けてください)				

※1 メールアドレスのフリガナは、「0 (ゼロ)」と「O (オー)」「1 (イチ)」と「I (エル)」、「- (ハイフン)」と「_ (アンダーバー)」、「s (小文字)」と「S (大文字)」等紛らわしい文字の時に記載してください。

※2 災害、傷病、その他の経済的理由等により、奨学金を当初約束した割賦金を減額して返還している場合、「している」に○をつけ、減額して返還している期間を記載してください。

※3 災害、傷病、その他の経済的理由等により、本来奨学金の返還義務が生じている時期に、特別に返還期限を延期する猶予制度を受けている場合、「受けている」に○をつけ、猶予を受けている期間を記載してください。

(別表)

就業分野一覧（参考：日本標準産業大分類）

就業分野は資格や職種ではなく、就業先の該当する分野となります。

分類	対象業種
A	農業・林業関連業種
B	漁業関連業種
C	建設業関連業種（鉱業，採石業，砂利採取業、建設業に関する測量設計業を含む。）
D	製造業関連業種
E	電気・ガス・熱供給・水道業関連業種
F	情報通信業関連業種
G	運輸業，郵便業関連業種
H	卸売業，小売業関連業種
I	金融業，保険業関連業種
J	不動産業，物品賃貸業関連業種
K	観光関連業種（旅行業、宿泊業等含む。）
L	飲食業関連業種
M	医療，福祉関連業種（医薬品販売関係を含む。）
N	教育，学習支援業関連業種
O	その他サービス業関連業種（A～Nに分類されないもの）

※ A～Nの各区分の関係業種には、各業種に関するサービス事業を行う者（各業種に関する専門のコンサルタント、各業界の事業組合等）を含む。

(別記様式第 2 号)

在 職 証 明 書

申請者氏名	
申請者住所	
生年月日	
就業開始の日（入社日）	年 月 日
就業先所在地 (本社以外の場合は支店等の名称)	

(産業人材確保枠の助成候補者で県外で就業していた期間がある場合は、□に✓を付け下記も記載してください。その他の助成候補者の場合は、記載不要です。)

□ 当社の人員配置などの都合により、県外で就業した期間がある。	
県外で就業していた期間	年 月 日～ 年 月 日

上記について間違いないこと、及び、申請者は就業開始の日から正規雇用（パート・アルバイト等の臨時的・期間的な就業でない）として当社に在職していることを証明します。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

代表者名

【証明書作成者】

所 属			
担当者名		電話番号	

県または市町村の担当者が電話確認する場合があります。

(別記様式第 3 号)

職 務 履 歴 書

申請者住所

申請者氏名

生年月日

職務履歴

年 月 日	就業先（就業地）	部署名・雇用形態

※県内での就業期間が通算 3 年間（1, 095 日）以上でないと、助成対象者の要件を満たしません。

計算例

2022年 4 月 1 日	〇〇〇(株)入社（上山市）	製造部 正社員	①就業期間：214 日
2022年10月31日	〇〇〇(株)退社		
2023年 4 月 1 日	△△△(株)入社（山形市）	製品開発部 正社員	②就業期間：885 日
2025年 9 月 1 日	△△△(株)在職中（山形市）	製品開発部 正社員	

①+②=1, 099日となり、通算 3 年間（1, 095 日）以上の要件を満たしている。

◆離職・再就業に係る書類を追加で提出していただく場合があります。

令和 年 月 日

山形県知事 殿

氏名

居住・就業の継続に係る誓約書

私は、やまがた就職促進奨学金返還支援事業の助成対象者の認定申請をするにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 助成対象者の要件を満たした日から起算して通算2年間、県内での居住を継続します。
- 2 助成対象者の要件を満たした日から起算して通算2年間、県内での就業を継続します。
- 3 やまがた若者定着枠及びUターン促進枠の助成対象者認定申請をする場合、助成対象者の要件を満たした日から起算して2年間、助成対象者の認定申請時点で居住している市町村での居住を継続します（県内居住・就業期後、助成対象者の要件を満たすまでの間に、当初申請した市町村から他の県内市町村へ転居した者を除く。）。
- 4 産業人材確保枠の助成対象者の認定申請をする場合、助成対象者の要件を満たした日から起算して2年間、登録企業等での就業を継続します（県内居住・就業後、助成対象者の要件を満たすまでの間に、登録企業等以外で就業した場合若しくは自己都合以外で離職し、他の就業先で就業した場合を除く。）。
- 5 上記1，2及び4の事項を満たさなかった場合は、要綱第11条の規定により、助成対象者の認定及び補助金交付決定が取り消され、補助金全額の返還を要する場合があることを理解します。
- 6 上記3の事項を満たさなかった場合は、要綱第11条の規定により、補助金交付決定額が減額され、交付を受けた額との差額の返還を要する場合があることを理解します。

(別記様式第 5 号)

記 号 番 号
令和 年 月 日

様

山形県知事

やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成対象者認定通知書

令和 年 月 日に申請のありました標記の件について、令和 6 年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき助成対象者に認定しましたので通知します。

記

1. 助成対象月数（やまがた若者定着枠及び産業人材確保枠の場合）
月

2. 補助金交付申請書提出期限
令和 年 月 日まで

(別記様式第 6 号)

記 号 番 号
令和 年 月 日

様

山形県知事

やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成対象者不認定通知書

令和 年 月 日に申請のありました標記の件について、審査の結果、令和 6 年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、助成対象者に認定されませんでしたので通知します。

山形県知事 殿

住 所

氏 名

令和 7 年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業費補助金交付申請書
(やまがた若者定着枠)

令和 7 年度において、やまがた就職促進奨学金返還支援事業について標記補助金を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第 5 条及び令和 7 年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添付して申請する。

記

交付申請額 金 円 (④の額)

交付申請額積算基礎

1. 26,000円×(助成対象者認定通知書記載の助成対象月数)	26,000円 × () 月 = ① 円
2. 交付要綱第 8 条第 1 項に該当する場合(該当しない場合は記載不要)	①×1/2 = ② 円
3. 添付する奨学金返還証明書に記載されている奨学金の返還残額 ※1 奨学金の減額返還又は返還期限猶予を受けている場合の返還残額は、減額又は猶予を受けていないものとして算出した額を記載。 ※2 高等専門学校在学時に助成候補者に認定された者は、返還残額と第 4、5 学年時又は専攻科在学時に貸与を受けた奨学金の総額のうちいずれか低い額を記載。	③ 円
4. ①(2 に該当する者は②)と③を比べて低い額 ※千円未満の端数を切り捨て	④ 円

(別記様式第7号の2)

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所

氏 名

令和7年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業費補助金交付申請書
(産業人材確保枠)

令和7年度において、やまがた就職促進奨学金返還支援事業について標記補助金を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条及び令和7年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添付して申請する。

記

交付申請額 金 円 (④+⑤の額)

交付申請額積算基礎

1. 26,000円×(助成対象者認定通知書記載の助成対象月数)	26,000円×()月 = ①	円
2. 交付要綱第8条第2項に該当する場合(該当しない場合は記載不要)	①×1/2 = ②	円
3. 添付する奨学金返還証明書に記載されている奨学金の返還残額 ※1 奨学金の減額返還又は返還期限猶予を受けている場合の返還残額は、減額又は猶予を受けていないものとして算出した額を記載。 ※2 高等専門学校在学時に助成候補者に認定された者は、返還残額と第4、5学年時又は専攻科在学時に貸与を受けた奨学金の総額のうちいずれか低い額を記載。	③	円
4. ①(2に該当する者は②)と③を比べて低い額 ※千円未満の端数を切り捨て	④	円
5. 加算額 (女性:100,000円、男性:0円)		円

(別記様式第7号の3)

令和 年 月 日

山形県知事

殿

住所

氏 名

令和7年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業費補助金交付申請書
(Uターン促進枠)

令和7年度において、やまがた就職促進奨学金返還支援事業について標記補助金を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条及び令和7年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添付して申請する。

記

交付申請額 金 円 (③の額)

交付申請額積算基礎

1. 県内に居住・就業後3年の間に奨学金の貸与機関に返還した額 (有利子貸与奨学金の場合、利子分を除く)	①	円
2. 交付要綱第8条第3項に該当する場合(該当しない場合は記載不要)	①×1/2 = ②	円
3. ①(2に該当する者は②)と60万円(2に該当する者は30万円)を比べて低い額 ※千円未満の端数を切り捨て	③	円

(別記様式第8号)

補助金の支払に係る承諾書

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所

氏 名

私は、令和 7 年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業費補助金交付要綱に係る補助金について、山形県が（ ）に、私が貸与を受けた奨学金の返還分として支払うことを承諾します。

() 内には、別表より貸与を受けた奨学金の貸与機関名を選択して記入してください。

(別表) 対象奨学金一覧表

↓こちらの機関名を上記入してください。

	奨学金名	貸与機関名
1	日本学生支援機構第一種・第二種奨学金	独立行政法人日本学生支援機構
2	米沢市有為会奨学金	公益社団法人米沢有為会
3	鶴岡市育英奨学金	鶴岡市教育委員会
4	上山市奨学金	上山市
5	長井教育会奨学金	公益社団法人長井教育会
6	東根育英会育英資金	公益財団法人東根育英会
7	河北町育英会奨学金	河北町育英会
8	西川町育英奨学金	西川町
9	朝日町奨学金	朝日町
10	大江町ふるさと奨学金	大江町
11	金山町育英会奨学金	金山町育英会
12	最上町教育振興修学資金	最上町
13	最上町あすなろ修学資金	最上町
14	大場育英基金	最上町
15	舟形町教育振興修学資金	舟形町
16	真室川町教育振興修学資金	真室川町
17	大蔵村奨学金	大蔵村教育振興会
18	鮭川村教育振興修学資金	鮭川村
19	戸沢村教育振興修学資金	戸沢村
20	飯豊町奨学資金	飯豊町
21	三川町育英奨学資金	三川町教育委員会
22	庄内町育英資金	庄内町教育委員会

口座申出書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏 名

令和7年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業費補助金交付要綱に係る補助金の振込先は以下のとおりです。

(振替先口座)

金融機関名	本支店名

預金種別	口座番号						
1. 普通 2. 当座							

口座名義人 (カタカナ)																	

※本人名義の銀行口座でないと振込できません。

◆支払時において奨学金の返還残額が補助金の確定額を下回る場合は、その差額を上記口座に支払います。
奨学金の返還残額が補助金の確定額を上回る場合は、本人への支払はありません。

山形県知事 殿

氏名

補助金交付後の県内居住・就業に係る報告書

令和 7 年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり報告します。

就業 4 年経過後 ・ 5 年経過後 (○で囲む)

助成対象者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	
	住所	〒		
	電話番号		メールアドレス	
就業先	就業先 名 称			
	部署名・ 職名			
	所在地	〒		
	(転職の場合) 就業開始日	年 月 日		
添付書類	【転職した場合】 ☐ 在職証明書 (別記様式第 2 号) ☐ 職務履歴書 (別記様式第 3 号)			